

レンタカー貸渡約款

当社の自動車は下記の約款に基づいてお貸渡いたします

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の適用とてころより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸渡するとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

②当社は、この約款の趣旨、法令、行政手続並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に於ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

②当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消し等)

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

②借受人が、借受の申込みの都合により、予約の借受期間開始前1時間以上前経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡し契約」といいます。))の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

③前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の払いがあつたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

④当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより約款金を返還するものとします。
⑤事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいづれの責によるい自由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約が取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。))の貸渡しを申し入れることができるものとします。

②借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金をよるとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金をよるとします。

③借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

④前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社に返還済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより約款金を支払うものとします。

⑤第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社に返還済の予約申込金を返還するものとします。

第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。))において予約の申込みをすることができずす。

②代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込めることができるものとします。

第3章 貸渡し

第8条 (貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2　項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

②貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

③当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び第14条第1項に規定する運転表に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1)監督官庁の基本通達は、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自版第138号　平成7年6月13日)の2. (10)及び(11)のことをいいます。

(注2)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第140の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する運転免許証又は公安関係運転免許証は、運転免許証に準じます。

④当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出した書類の写しを請求しことがあります。

⑤当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

⑥当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することとあります。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- 酒気を感じていると認められるとき。
- 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- チャイルドシートがないにもかかわらず未満の幼児を同乗させるとき。
- 魅力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- 予約に際して定めた運転者及び貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の滞り続いた事実があるとき。
- 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げられた事項があるとき。
- 過去の貸渡し(他のレンタカー事業による貸渡しを含みます。))において、第18条第6項又は第23条第1項に開示する事実があったとき。
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- 別に明示する条件を満たしていないとき。

②前2項の間に借受人の同意に際し予約が成立していたときは、予約の取りしがあってもとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を返還するものとします。

第10条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

②前項の引渡は、第2項第1項の借受開始日時と、同時に明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金)

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表で明示します。
(1)基本料金
(2)駐車場料金
(3)駐車代
(4)燃料代
(5)特別保険料
(6)その他の料金
②基本料金は、レンタカーの貸渡しにおいて、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸支局長(兵庫運輸支局長、沖縄県においては沖縄県自動車事務局支局長。以下、第14条第1項において同じとします。))に届け出て実施している料金によるものとします。
③第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。

②当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承認し

ないことがあります。

第13条 (点検整備及び確認)

当社は、道路運送車両法第48　条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

②当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

③借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことを他のレンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
④当社は、前項の規定によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条 (貸渡証の交付、携帯等)

当社は、レンタカーを引き渡したとき、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

②借受人又は運転者は、レンタカーの使用巾、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

③借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

④借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。))、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検等)

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- 当社の承認及び道路運送法に基づき許可等を受けなくしてレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承認を得た者以外の者に運転させること。
- レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為を行うこと。
- レンタカーの自動車運転免許証又は車庫番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは修繕する等その原状を変更すること。
- 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種デスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 法令又は公序善良等に違反してレンタカーを使用すること。
- 当社の承認を受けることなくレンタカーについて損害保険に入るすること。
- レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条 (違法駐車の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに關し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、直ちに警察官又は地域警察署警察官に届出し、直ちに違法駐車に関する反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレンタカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

②当社は、警察からレンタカーの取置車両取返の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時刻までに取扱い、警察署へ出頭して違反を認めるよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察署により移動された場合は、当社の判断により、自らレンタカーを警察署から引き取ることがあります。

③当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通違反告知書又は納付書、取寄せ等により認めるものとし、処理されていない場合には、処理するまで借受人又は運転者に対し前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、取置車両取返をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことと認認する旨の当社所定の文書(以下「取置書」といいます。))に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

④当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する取置車両違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

⑤当社が道路交通法第51条の4第1項の取置違反金納付命令を受け、取置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の警察に對し取置行為(駐車移動、保管、引取り)を選択した場合、費用を負担した場合は、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。))を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指示する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
(1)取置違反金相当額
(2)当社が別に定める駐車違反返納金
(3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

⑥当社が前項の取置違反金納付命令を受けたときは、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レシステム」といいます。))に登録する等の措置をとるものとします。
⑦第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づき違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める取置違反金及び駐車約款に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額(駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。))を申し受けることができるものとします。
⑧第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レシステムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レシステムに登録したデータを削除するものとします。

⑨借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後述の当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は返済を始めたこと等により、取置違反金納付命令が取り消され、当社が取置違反金の還付を受けたときは、当社は当社に支払いを受けた駐車関係費用のうち、取置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し入れた場合においても、同様とします。

⑩第6項の規定により、全レシステムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により取置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レシステムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返還

第19条 (返還責任)

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了7時までには所定の返還場所において当社に返還するものとします。

②借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

③借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社による損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従ふものとします。

第20条 (返還時の確認等)

借受人又は運転者は、当社立会いのもとレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用による摩耗を除き、目視上の状態での確認を受けるものとします。
②借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後において、遺留品について賠償の責を負わないものとします。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条 (返還場所等)

借受人又は運転者は、第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる送還のための費用を負担するものとします。
②借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承認を受けなくして所定の返還場所以外の場所に戻レンタカーを返還したときは、次に定める返還場所の履行変更料を支払うものとします。返還場所変更料=返還場所の変更によって必要となる送還のための費用×200%

第23条 (不返還となつた場合の措置)

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せずかつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還となつたと認められるときは、刑事訴訟を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするものと、全レシステムに登録するものとします。

②当社は、前項に該当するようになったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への取扱いの調査や車両位置情報システム作動等を含む必要な措置をとるものとします。

③第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条 (故障発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従ふものとします。

第25条 (事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
(1)直ちに事故の状況を当社に報告し、当社に指示に従うこと。
(2)前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指示する工場で行うこと。

(3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類などを速やかに提出すること。

(4)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承認を受けること。

②借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。

③当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条 (盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- 直ちに盗難の警察に通報すること。
- 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要する書類等を速やかに提出すること。

第27条 (使用不能による貸渡契約の終了)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。))によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

②借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

③故障等が貸渡し前に行った瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けられるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

④借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

⑤故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも歸すべき事由による場合には、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

⑥借受人及び運転者は、本案に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について、相手方に対し、本案に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条 (賠償及び営業補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用巾に第三者又は当社に損害を与えたとおぼしめ、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の指示に基づき事由による場合を除きます。

②前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの引取り、取寄せ等により当社がそのレンタカーを利用できなかったことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条 (保険及び保証)

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社に定める補償制度により、次の限度内の保険金又は保証金が支払われます。

(1)対人補償

①1名につき 無制限

(2)対物補償

①事故につき 無制限

(3)対車両補償

①事故につき 時価額(免責金額10万円)

(4)搭乗者補償

①1名につき 1,000万円

②保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われませぬ。

③保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

④当社が借受人又は運転者の負担すべき損害を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

⑤第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社に定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まずす。

第8章 貸渡契約の解除

第30条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなつたときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社が受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第9章 個人情報

第32条 (個人情報の利用目的)

当社は、借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1)道路運送車両法第91条第1項に基づきレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2)借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(3)貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に対し、本人確認及び審査を行うため。

(4)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5)個人情報保護法に基づき、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを借受人又は運転者に提供するため。

②第1項各号に定められていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全レシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加算する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
(1)道路運送車両法第91条第1項に基づきレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
(2)当社に引いて第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額を支払ひがない場合(第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則

第34条 (相殺)

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務とついでに相殺することができるものとします。

第35条 (消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に代りて支払うものとします。

第36条 (運賃保証書)

借受人又は運転者は、この約款に基づき金銭債務を負ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第37条 (細則)

当社は、この約款の細則を別に定めるとはしないものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
②当社は、この約款に定められていない、当社の営業活動に開示するとともに、当社が発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを改定した場合も